

【目次】

・ 適格消費者団体
申請にむけ体
制強化

…1 ページ

・ 法の隙間を縫
う? 「クレジット
枠換金化商
法」について

…2 ページ

・ クレジット枠換金
化商法とは?

…3 ページ

・ 継続的取引グル
ープに参加して
公開セミナーの
ご案内
・ 会員加入状況
・ 編集後記

…4 ページ

適格消費者団体申請に向け体制強化!

ホクネットでは、今年度中の適格消費者団体申請に備え、理事会の体制の強化をはかり、理事の3名増員と2名の交代が総会にて選任されました。今回は、新理事の方々の抱負などをご紹介します。(順不同)

木谷 洋史 氏 (社団法人 北海道消費者協会専務理事)

長い間、新聞社で人と暮らしを見つめてきました。豊かで自由を謳歌できるようになった反面、他人の痛みを理解したり、自らを律する力が低下しているように思えてなりません。よこしまな輩も後を絶ちません。「天網恢々疎にして漏らさず」。もとより人間は天にはなれませんが、暮らしを脅かす策動には断固たる行動が必要です。共に頑張りましょう。趣味は歴史、音楽、美術 etc. よろしく願い申し上げます。



高橋 剛 氏 (弁護士)



数年前、カネミ油症事件の被害者からの日弁連人権擁護委員会に対する人権救済申立に、調査委員会の委員長として調査・勧告に関与しました。現地調査で、被害発生から40年を経ても、今なおダイオキシン被害に苦しんで救済が図れていない人達の姿を目のあたりにして、行政による消費者被害についての早期情報集約と被害拡大防止策の必要性を再認識しました。少しでもお役に立てればと思っております。宜しくお願いいたします。

町村 泰貴 氏 (北海道大学大学院法学研究科教授)

北海道に初めて住み始めてから、もう30年以上がたちました。その間、8年ほど本州に移り住んだことがありましたが、また戻ってきて3年ほどが過ぎようとしています。現在単身赴任で、いわゆる「札幌ちゃん族」なんです。札幌の住みやすさは捨てがたいところです。

東京にいたときは、東京都の消費生活条例の改正に専門委員として関与し、また消費者紛争を扱うADRにも関与するなど、消費者法に触れる機会がかなりありました。そんな経験を活かして、北海道の消費者法についても関心を持って活動していきたいと考えています。



向田 直範 氏 (北海学園大学 法学部長)



私は、1946年に小樽で生まれました。1970年に小樽商科大学を卒業後、北海道大学の大学院修士課程に入学し、博士課程に進みました。1976年に北海学園大学法学部に就職しました。今年で33年目に入ります。法学部では、経済法という名称で「独占禁止法」を講義しております。また、消費者法も私の主要なテーマの一つですが、法科大学院では「消費者と法」という名称で消費者法を講義しております。今、法学部長という職にありますので、なかなかお役に立てず心苦しく思っております。よろしくお願い致します。

二上 朋子 氏 (社団法人 北海道消費者協会理事)

石狩消費者協会でも日々地味な活動にかかわってかれこれ20数年。生協の活動にも参加して参りました。ひたすら賢い消費者を目指しているのですが思い通りにならない事に自分自身の限界を感じている次第。趣味は茶道、音楽、ボンヤリ机に向かっていることです。宜しくお願い致します。



法の隙間を縫う？「クレジット枠換金化商法」について

理事 番井 菊世 (司法書士)

皆さんは、「クレジット枠の換金化商法」というのをご存知でしょうか？
サラ金からお金を借りるのが怖い、または消費者金融からはもう借り入れが出来なくなってしまった、そういう方で現金が必要な人に対して、「クレジットカードのショッピング枠を利用して現金にしますよ」と広告宣伝している業者が、ブランド品などの価値の高いものを指示して購入させて来て買い取ったり(買い取り型) 自社の廉価な品物をお客さんに売却してクレジットカードで決済させ、キャッシュバックを行ったり(キャッシュバック型)してお客さんに現金を渡す商法です。

現在はインターネット、新聞、雑誌、看板などで堂々と広告されておりますが、これは法の隙間を狙った不適正な取引です。

換金業者は価値の高いものが安価で手に入ったり(買い取り型)、二束三文の商品を利用者に売り付けた後、大手信販会社から一括で売買代金が立て替えて支払われたり(キャッシュバック型)と、ほとんどリスクがありません。

それに対して利用者はお金を手にして後で信販会社に返済していくことが目的なのに、計算した結果、手にした現金に対して不当に高い支払いであっても借金をしたわけではないため高金利を防ぐ法律の保護を受けられません。

また、クレジットカードを利用して換金する行為は買い取り型であろうとキャッシュバック型であろうと信販会社に対する規約違反になり、業者にそのかさされて換金をしても利用者本人が信販会社に対して不正な取引をした加害者になってしまう場合もあるのです。

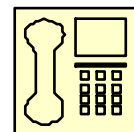


クレジット枠の換金化商法は古くからあった商法ですが、ここ2、3年広告が増加した感があります。

個人的には平成12～平成17年頃に猛威を奮ったヤミ金融が、ヤミ金融防止法などによって取り締まりが強化されたためになりを潜め、振り込め詐欺やこうした換金商法にシフトしてきているのではないかと考えています。

そして昨今の不景気や雇用不安などの社会的背景も手伝って、残念ながら利用者が増えて来たのかもしれない。

しかもいずれの広告もあたかも「合法」であるかのように宣伝をしているため、消費者が誤解をして利用してしまうことも考えられます。



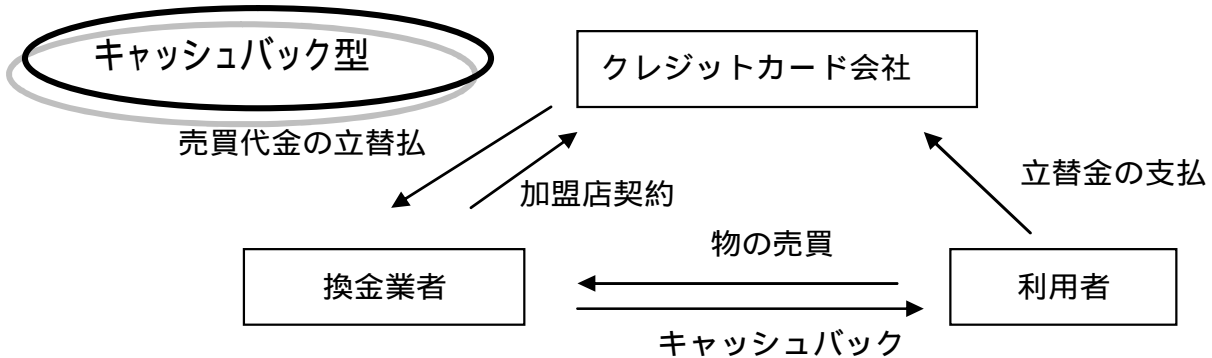
しかしこの換金化商法の一番の被害者はやはり消費者であり、当座必要な現金のために弱みに付け込まれて、後日支払う金額が実質金利でどの程度になるかの認識もしないまま利用しまい、信販会社に対して不正取引になるため法律の保護を受けられない状況を作りだしてしまうのです。

私達検討グループでは、この換金化商法の問題点を検討し、関係各所に広告と取引を規制・取締りを行うよう要請をしていきます。

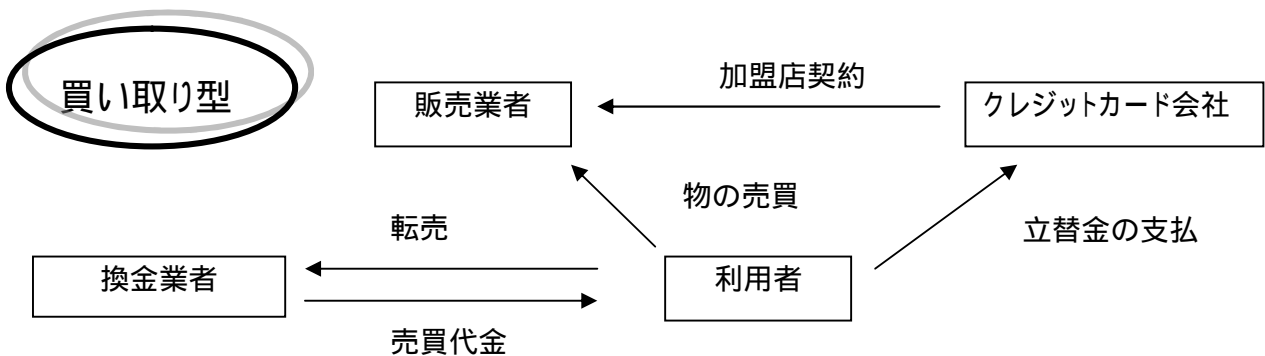
クレジット枠換金化商法とは？

急な出張、飲み会など
本日現金が必要な方！！
 電話一本で！
クレジットカードで換金可能
買い取りOK（当社指定商品）
 ☎000-0000-0000

このような広告を見たことはありませんか！



利用者は換金業者から何か物品を購入します。物品は換金業者が用意しているもので、CDやネックレスなどですが大抵は価値がほとんどありません。それを例えば20万円で利用者はその物品を購入し、クレジットカードで代金決済を行います。
 これに対して換金業者は利用者に対してキャッシュバックを行います。例えば14万円が換金業者から利用者に支払われます。これによって利用者は現金が手に入ります。
 後日、クレジットカード会社から換金業者に商品代金が支払われます。
 利用者は、クレジットカードで物品を購入した20万円と、その分割手数料をクレジットカード会社に返済していきます。



利用者が、換金業者の指示により、デパートなどで指示された物品を購入してきます。これは換金率の高い、市場価格があるブランドバックやパソコンなどの精密機器であることが多いです。換金業者はその物品を買い取ることを先約していますので、利用者は指示通りのものを購入してきます。例えばブランドバックを20万円で購入してきます。
 利用者はバックを換金業者に売り渡します。
 換金業者はバックを買い取り、利用者にお金を払います。これによって利用者は現金が手に入ります。
 利用者は、クレジットカードで物を購入した20万円と、その分割手数料をクレジットカード会社に返済していきます。

継続的取引グループに参加して

検討委員 清水 崇史（司法書士）

はじめまして、6月から継続的取引グループの一員として検討委員会に参加しています、司法書士の清水崇史と言います。僕は社会人になったばかりですが、大学の教授の先生や弁護士、消費生活アドバイザーといった専門家の方々が集まっているこの委員会に参加させていただいていることを光栄に思います。

まだ委員会に参加して日が浅いのですが、この委員会に関わって実感したことは今の段階で大きく分けて二つあります。まず一つは、学生の時に勉強していたことがどのようにして実務の場面で使われているかということです。自分で条文や参考書を読んで、抽象的に法律の意味を理解できても、実際にどのような具体的な方法で解決をしていくかはわかりませんでした。ある条項が無効かどうか、また無効と考えたならばその理由は何か、そしてそれをどのような申入書にしていくかなど、解決に向けてどのように法律を具体的な方法で使っていくのかがとても勉強になりました。もう一つは、検討委員会という「場の貴重さ」です。それは一つの事件に対して、専門家の方々がいろいろな視点で意見を交える場であるということです。司法書士として業務をしていると、自分なりの理解で業務をこなしていくので、どうしても自分の考えが独りよがりになりがちであることに気づきました。しかし、こういう場では自分の視点とは別の視点の方々と意見を交えることができるので、常に自分の考えと比べて修正することができるのです。そういうわけで、こういう場の存在は自分にとって、とても貴重な存在だと言えます。

以上、簡単にですが、この検討委員会で実感したことについて、書かせていただきました。これから司法書士として社会に貢献していくつもりですが、この検討委員会での経験を生かして、日々精進していきたいと思えます。みなさん、これからもよろしくお願いします。

公開セミナーのご案内

日時 11月14日(土) 13時30分～
場所 ウェルシティ札幌
(北海道厚生年金会館) 黎明の間
内容 瀬川信久氏「民法改正について」、
向田直範氏「景品表示法・独占禁止
法について」を予定しています。

* 詳細につきましては、次回のニュースレター、メールマガジン、チラシなどでお知らせし参加者を募ります。

会員加入状況

(平成21年8月31日現在)

- * 個人正会員 176名 (年会費 一口2000円)
- * 個人協力会員 103名 (年会費 一口1000円)
- * 団体正会員 3団体 (年会費 一口10000円)
- * 団体賛助会員 5団体 (年会費 一口10000円)

～会員の加入は年間をとおり、常時受け付けております。すでにご加入いただいている方にはお知り合いなどのご紹介をお願いいたします～

編集後記

涼しい風が吹き始めました。空も花々もすっかり秋模様です。食欲の秋？はどうでしょうか。

今年もおいしいお米、果物がいただけるのですが、ちょっと心配…。

せっかく、食料自給率が高い北海道！という自慢も、天候に頼らなければならない現状はちょっと悲しい。大地から、海からの恵みには感謝しなければいけませんね。

(K.T)



NPO法人 消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>